

判例研究

〔商法 六〇一〕

商品取引員の代表取締役が法令等遵守及び内部管理体制整備義務違反が認められた事例

名古屋地裁平成三〇年二月八日判決
平成二七年(ワ)第三二〇二号損害賠償請求事件、一部認
容・一部棄却(控訴)
金融商事判例一五五九号一九頁

〔判示事項〕

商品取引員の代表取締役は、勧誘・受託を行う従業員が諸規定に定められた義務を実際に履行することを確保するため、会社内において法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する任務を負い、この任務を懈怠した場合は、会社法四二九条一項に基づく損害賠償責任を負う。

〔参照条文〕

会社法四二九条一項

〔事 実〕

原告Xは取引当時三八歳で、父が経営している会社の専務取締役を務めており、本件取引開始当時の収入は年収約五〇〇万円ないし五五〇万円程度であり、預貯金約一八〇〇万円、自社株約一〇〇万円及び積立保険等の資産を保有

していた。なお、本件取引以前に商品先物取引を含めた投資経験はなかった。

被告会社 Y₁ 社は国内公設市場の商品先物取引の受託等を目的とする株式会社であり、被告 Y₂、Y₃ は同社の代表取締役であり、被告 Y₄、Y₅、Y₆ は同社従業員で、本件取引の勧誘・受託を行っていた。

Y₁ 社は、平成一九年二月二七日から実施された農林水産省及び経済産業省による立ち入り検査の結果、平成二〇年一月二一日、多数の商品取引事故等が発生していた事実を組織的に隠ぺいし、提出資料に虚偽内容を記載したことなどを理由として、商品取引受託業務の三五営業日の停止処分を、及び、主務大臣への虚偽報告、顧客の適合性に係る社内審査体制の不備などを理由として、業務改善命令を、それぞれ受けた（以下「本件行政処分」という。）。

Y₁ は平成二四年七月二〇日から商品先物取引の勧誘を実行し、その際、X に対し、損失限定取引と通常取引につき、その仕組み、種類、必要証拠金・手数料・利益率の違いについて説明をした。

X は平成二四年七月二三日、「商品先物取引の通常取引について、私の発意により勧誘を受けることを招請します」との旨の招請書を作成して Y₁ に交付した。Y₁ は商品先

物取引の基本的仕組み、証拠金、取引のテクニクなどの説明を書面を用いて行い、X は同書面の理解欄にチェックをして自署した。また、X は商品先物取引口座開設申込書の「資産の状況」の欄の、預貯金「一〇〇〇万～一五〇〇万円」、金融資産「二〇〇〇万～二〇〇〇万円」、年収「五〇〇万～七〇〇万円」の部分にそれぞれチェックを付け、「投資可能資金額」の欄には「一七五〇万円」と記載した。これは、Y₁ が、預貯金と金融資産の上限額の合計の五〇% までが Y₁ 社の中での投資可能資金額として設定できる金額である旨を説明し、X はこの説明を受けて一七五〇万円と記載をした。なお X は Y₁ に対し、本件取引に五〇〇万円くらい投資する意向である旨を伝えており、Y₁ もこれを認識していた。

七月二四日、X は Y₁ 社との間で商品先物取引委託契約を締結し、同月二五日に Y₁ の要請の下で委託証拠金三〇〇万円を入金し、金を買って建てることから取引を開始した。七月三〇日、X は Y₁ に対し、両建ての説明を受けて理解したため、両建て取引を指示する旨の「指示書」を提出し、両建てを開始した。ところが、同書の記載内容は Y₁ が口頭で伝えたことを X がその通りに記載したにすぎなかった。八月二一日、Y₅ は X に対し、取引のマイナスが二八三万九〇

〇〇円出たため、挽回策としてどうもろこしか白金の取引を勧誘した。一月二日、XはY₅に対し、貯金が無くなり資金が尽きた旨を話したが、Y₅は少なくとも年内は取引を継続するように勧誘した。一月二〇日、Y₆からの要請に応じ、Xは委託証拠金一〇〇万円を入金したが、入金はこの日で最後であった。一月二六日、XはY₆に対し取引終了を二度依頼し、Y₆は委託証拠金高内ですらなる取引を勧誘したが、Xはそれを断つたので、ここで取引を終了した。取引回数は一九八回（新規建玉と仕切りの回数）、月間売買回転率は四七・九〇回、取引枚数は合計七四八枚であった。本件取引における特定売買の内訳は、両建て一三八回、直し一七回、途転三四回、日計り四回、手数料不抜け五回、全取引回数における特定売買比率は一〇〇%、手数料化率は八三・二一%であった。

XがY₁社に対して支払った委託証拠金は合計一六八一万四〇〇〇円であり、Xは一月二八日にY₁社から残金一三七万四二〇〇〇円の返還を受けた。

Xは、Y₁社との間で商品先物取引委託契約に基づく金・どうもろこし・白金の商品先物取引を行ったところ、Y₁社の従業員であるY₄、Y₅、Y₆による不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、

実質的一任売買、過当取引、指導・助言義務違反、信任・誠実公正義務違反等の一連の違法行為が存在したとして、Y₄に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求として、また、Y₄らの不法行為はY₁社の事業の執行についてなされたものであるとして、Y₁社に対し、民法七一五条に基づく損害賠償請求として、さらに、本件取引当時のY₁社の代表取締役であったY₂、Y₃に対し、Y₁社における教育指導体制等の内部統制システム整備・運営義務違反があるとして、会社法四二九条一項に基づく損害賠償請求として、本件取引において原告が被った損害について、連帯して一六九八万三七八〇円及びこれに対する本件取引の終了の日である平成二四年一月二六日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

〔判旨〕 請求認容（過失相殺四割）

まず、名古屋地裁は、不招請勧誘禁止違反、（取引開始時における）適合性原則違反、説明義務違反について否定した。

1. 新規委託者保護義務違反について

「商品取引員及びその従業員は、信義則上、商品先物取引についての知識や経験に乏しい新規委託者を保護するた

めに一定期間の習熟期間を設け、その間は取引の規模（建玉の数量）を一定以内に制限しなければならない義務、すなわち新規委託者保護義務を負うものと解され……る。」

当時の Y₁ 社の受託管理規則によると初回建玉から三か月間は「保護期間」として顧客の育成のために投資可能資金額の三分の一の金額内で取引を勧誘しなければならないとされ、本件では、当該期間（七月二六日から一月二五日まで）の総建玉に必要な証拠金額は五八三万二〇〇円が最大であり、五八三万三三三三円（投資可能資金額一七五〇万円の三分の一）にわずかに達しない。しかし、X 記載の投資可能資金額は Y₄ の説明通りに記入したものであるが、それと同時に X は Y₄ に対し五〇〇万円くらいを投資する旨を述べていたのであるから、X は約五八三万円まで投資する意向があったとはいえず、これをわずかに超えなかったからと言って直ちに新規委託者保護義務違反とはならないとすることはできない。そして、取引開始後三か月間における取引枚数、特定売買の回数明らかに過大であったと認定できるので、新規委託者保護義務違反があったとされた。

2. 過当取引、指導・助言義務違反及び信任・誠実公正義務違反について

「商品先物取引において、受託者が委託者に対し、何らかの合理的な理由や必要性もないのに頻繁に取引を繰り返させて、委託者の損失を手数料に転化させたと認められるような場合には、受託者がその委託の本旨に反し、委託者の利益を害するものであり、社会的相当性を逸脱したものであるとして違法性を有するものと解される。そして、いわゆる特定売買は、相場の変動状況によっては有用な取引手法となる場合があるものの、特定売買の取引手法によると、取引回数が必然的に増加し、商品取引員の取得する委託手数料が増える一方で、顧客の手数料負担が増大することを考慮すると、取引期間中の特定売買比率及び手数料化率が高率である場合には、当該取引手法が商品取引員による手数料稼ぎの手段として利用されたものと推認するのが合理的である。」

前述の通り、X は五〇〇万円程度の資金で取引を行う投資意向を表明し、Y₄ はこれを認識していた。しかし、Y₄ は本件取引開始時点で五八一万四〇〇〇円、一八日で一〇八一万四〇〇〇円、三か月で一五八一万四〇〇〇円もの証拠金を入金させて取引を拡大させた。

「Y₄ は、過大な投資可能資金額を設定の上、取引の拡大により X が多額の損失を被る危険を抑制するための指

導・助言を行うこともなく、手数料稼ぎの目的で、相当回数に及ぶ特定売買を含め、Xの資産状況等に照らして過大な取引を勧誘、受託して多額の損失を被らせたものであるから、Y₁らによる前記行為は、社会的相当性を逸脱した違法なものといえ、Xに対する指導・助言義務、更には信任・誠実公正義務にも違反するものと認められる。」

3. 会社法四二九条一項責任について

「商品先物取引においては、委託者保護の見地から、商品先物取引法……等において、種々の規制が行われているところ、商品取引員等が委託者を勧誘し、受託をする際、その行為がこれらの規制に著しく反する場合は不法行為となる……そうだとすると、商品取引員の代表取締役は、勧誘・受託を行う従業員が前記諸規定に定められた各義務を實際に履行することを確保するため、会社内において法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する義務を負っていると解される。」

そして、裁判所は、1、2において認定された違法な投資勧誘の態様を引用し、「このようなY₁らの違法な勧誘行為の態様に照らすと、Y₂及びY₃においては、Y₄が新規委託者保護義務違反、過当取引等により、委託者に損害を与えることがないように、法令等遵守のための従業員教育、

懲戒制度の活用等の適切な措置を執ること等、法令等遵守及び内部管理体制を実効性のある形で確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する措置をとっていたとは認めがたいというべきである。

これに対し、Y₂らは、Y₁社においては、取締役会においてもコンプライアンスを意識した議事の進行を図り、受託業務管理規則の改定、各種研修、管理部による社内監査を実施し、これによって、法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備してきた旨主張する。

……本件行政処分以後、Y₁社においては、営業外務員に対する懲罰規程……受託業務管理規則に係る勧誘規則……社内監査規程……等の各種規程が改正策定され、従業員に対する研修や社内監査などを実施してきたこと、Y₁社に対し、本件行政処分以後は行政処分を受けていないこと、平成二三年一月に法（商品先物取引法…評釈者注）第一九三条一項三号に基づく許可を受けていることなど、Y₁社では、前記各規程等に沿い、法令等遵守体制や内部管理体制を構築しようとしてきたことが認められる。

しかしながら……Y₁社が、本件行政処分以前の平成一三年頃から平成一八年頃にかけて、顧客との間で多数の紛争を抱え、多数の訴訟を提起され、適合性原則違反、新規委

託者保護義務違反、両建てによる特定売買などの違法行為を認める判決が出されていたこと、主務省から受託業務停止処分（三五営業日）及び業務改善命令という極めて重い本件行政処分を受け……同処分の中で、本件の違法事由と同様に、商品取引市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等であつてこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解していない顧客から受けていたことが指摘されていること、その後 Y₁社では、前記各種規程を改正策定していたが、その後も依然として顧客との間で多数の苦情、紛争、訴訟が発生し続けていたこと……従前の訴訟や本件処分で指摘された事項と同様あるいは類似の事項について違法性が認められる。そうすると、Y₂及び Y₃においては、Y₂らが主張する前記各種規程及び諸施策の実効性に疑問を持つべきであり、Y₄らが本件のような違法な勧誘行為を行うことは予見可能というべきであるから、内部管理体制を確立・整備を怠つたことについて、重過失が認められるというべきである。

以上によれば、Y₂及び Y₃は、法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保すべき任務を懈怠しており、これと本件取引における Y₄らの違法

行為及び X が被つた損害との間には相当因果関係があると認められる。

したがつて、Y₂及び Y₃は、X に対し、連帯して、会社法四二九条一項に基づく損害賠償責任を負うものというべきである（同法四三〇条）。

〔評 釈〕

判旨賛成

一、商品先物取引の勧誘が違法とされた事例では、勧誘を行った担当者の不法行為責任や会社自体の使用者責任が問題となることが多かったが、近時、全社的な違法な勧誘体制につき指導を怠っていたなどといった理由（岩原紳作編『会社法コンメンタール 9 機関「3」』（商事法務、二〇一四）三七五頁（吉原和志））から、内部統制システム構築（本件の表現では内部管理体制整備…以下、本件に限ってはこちらの表現を用いる）義務違反を理由とする、取締役の対第三者責任（会社法四二九条一項）が追及される事例が僅かながら現れている。本件はそれに一事例を付け加えるものである。また、商品先物取引の投資勧誘事例としてみたとき、本件において原告は、不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、

実質的一任売買、過当取引、指導・助言義務違反、信任・誠実公正義務違反といった、他の類似案件と同様の義務違反を主張しているが、そのうち、新規委託者保護義務違反と過当取引、指導・助言義務違反、信任・誠実公正義務違反を認めた点については注目に値すると、本件担当弁護士は評価している（正木健司「本件紹介」消費者法ニュース一一八号一〇七頁（二〇一九）、同「本件紹介」日弁連消費者問題ニュース一八七号六頁（二〇一九））。

本評釈では、主に、前者の、内部管理体制整備義務を会社法四二九条一項における取締役の任務という観点から検討し、その中で違法な投資勧誘という側面にも若干言及していきたい。

二、取締役の内部統制システム構築義務は、大和銀行株主代表訴訟事件判決（大阪地判平成二二年九月二〇日判時一七二一三号三頁）において、取締役の善管注意義務の一内容として判示されて以来、学説及び裁判例によって存在が肯定されてきた（野村修也「最判平成二二年判批」『会社法判例百選』第三版）（有斐閣、二〇一六）一〇八頁、山本爲三郎「会社法が定める内部統制システム整備の法的位置づけをめぐる」『慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 慶應の法律学 商事法』（慶應義塾大学法学部、二〇

〇八）二六八頁。〕。「構築義務」は当該体制の構築それ自体と当該体制を機能させることの二つの内容を含むと理解されており、前者については取締役の幅広い経営判断の余地を認め、後者については取締役の他の従業員や専門家に對する信頼が認められるとの定式化がなされていると理解されている（松井秀征「最判平成二一年判批」私法リマ四一八七頁（二〇一〇）、高橋陽一「最判平成二一年判批」商事一九九三三五四頁（二〇一三））。

同義務が最高裁において初めて判示されたのが、ソフトウェアの開発・販売等を業とする会社の従業員が架空の売上を計上し、有価証券報告書に不実の記載がなされ、これを信頼して株式を取得した投資家が株価下落等の損害につき会社に対し会社法三五〇条の損害賠償を求めた、最判平成二一年七月九日判時二〇五五号一四七頁（日本システム技術事件）であり、ここでは、事業部門と財務部門の分離、営業部・検取書の確認部署・ソフト稼働確認部署を設置しての重畳のチェック、監査法人との監査契約の存在などといった理由から、「通常想定される架空売上げの計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていたもの」ということができる」としたが、本件不正行為は事業部の部長と従業員が注文書の偽造をするなど「通常容易に想定し

「難しい方法によ」ってなされたものであるとし、以前に同様の方法による不正行為が行われたという特別な事情もなく、監査法人による財務諸表に関する適正意見も表明されていたのであるから、「財務部におけるリスク管理体制が機能していなかったということではできない」と判断され、上記定式化が確立されている。

また同定式は、その後に見られた対会社責任（会社法四二三条）事案においても適用されている。例えば、鉄道会社が運営する水力発電所における違法取水を回避するためのシステムが争点となった東京地判平成二七年四月二三日金判一四七八号三七頁（JR東日本信濃川発電所事件）では、取水量を遵守すべく設けられた内部規定の存在、就業規則上の懲戒事由、調査体制、コンプライアンス・アクションプランの配布、取水量・放水量のコンピュータ処理、同システムによる測定結果の監督官庁への報告、といった体制が整備されていることを踏まえ、「通常想定される範囲の違法取水等を防止し得る程度の管理体制を整えていたと認めるのが相当である」とし、本件不正取水行為は発電所従業員が取水量等の測定結果を巧妙に歪めるといふ意図的なものであり、そのままコンピュータ処理させることにより人為的操作があるとの具体的な疑いを生じさせるような不

自然さがなくなつたとした。また、その不正取水がなされたにもかかわらず、部下より報告内容の正確性を確保するような一応の手続が履践された報告を受領した被告取締役につき、同報告への信頼について任務懈怠責任を問われなると判示した（山本爲三郎「本件判批」私法リマ五三号八九頁（二〇一六）、エドアルド・メキスタ「本件判批」ジュリー一四九八号一四一頁（二〇一六））。

また最近でも、学習塾の経営等を行う会社において売上げの過大計上があつたことにつき、不正会計等を防止するための内部統制システム構築義務違反が問題となつた、東京地判平成三〇年三月二九日資商四二二二二二二二頁（リソー教育事件）においては、日本システム技術事件の定式化を踏まえ、i 被告たる代表取締役は平成一九年に発生した売上げ不正計上（次期に実施する予定の授業の売上を先取りして計上。ブロック長単位で行われた）について処分を行い、ii 授業実施数を紙媒体で管理していたことが平成一九年の不正会計の原因であることを踏まえ、同じ手口の不正会計をすることができないコンピュータ・システム（Jシステム）を導入した、iii Jシステム導入により以前の手口の売上げ不正計上はできなくなつたが、iv 本件で問題となつた不正会計は、以前とは全く異なる要因に基づいて発

生した(当日欠席、社員授業及びご祝儀があったように見せかけて未消化コマ数を減らし、売上を不正に計上。役員や幹部従業員の指示ないし黙認があつて虚偽の数値を打ち込んでいた)ものであるため、「Jシステムを導入した当時において、本件不正会計の手法を用いて不正会計が行われるということは通常想定されるものではなく、被告たる代表取締役が導入したJシステムは、平成一九年の売上不正計上が発覚した当時に想定された不正行為を防止する程度の機能を有していたというべきである。」とした。平成一九年の不正会計を防止し得る程度の内部統制システムは整備され、それが適切に機能していることにつき信頼していた(弥永真生「本件判批」ジュリ一五二六号三頁(二〇一九)もの、それを上回る通常想定できないような不正計上が行われたことにつき、取締役の責任は生じないというものである)。

本件においては、裁判所は、とりわけ従業員Y₁のXに対する勧誘行動を詳細に認定し、Y₂・Y₃には法令等遵守及び内部管理体制を実効性ある形で確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する措置をとっていたとは認めがたいとし、さらに、本件行政処分以後はY₁社において各規程を整備することにより一応は法令等遵守体制及び内部管理

体制を構築しようとしてきたものの、その後も依然として顧客からの苦情、紛争、訴訟が絶えなかったことを指摘し、各規程等の実効性に疑問を持つべきであったとして、内部管理体制確立・整備の懈怠につき重過失があると判断した。これは、前記最判平成二一年の定式化における内部統制システムの「構築それ自体」のレベルにおける任務懈怠である。

三、内部統制システム構築義務は会社に対する任務の一内容とされていたため、対会社責任(会社法四二三条)の対象となることは問題がない。また、取締役の対第三者責任の法的性質について法定責任説(最大判昭和四四年一月二六日民集二三卷一一号二一五〇頁)を採用すれば、適用要件の「任務」は会社に対するものであると認定されるので、同義務もここにいう任務として認定されることになる。

実際、内部統制システム構築義務違反が問題となった事例には、第三者の直接損害が問題となったものが多い。①公判中の刑事被告人が許可なく週刊誌に写真を掲載されたとして同社代表取締役の責任が問題となった事例(大阪高判平成一四年一月二一日民集五九卷九号二四八八頁(新潮社フォークス事件))、②外食産業における従業員の過労死について取締役の責任が問題となった事例(大阪高判平

成二三年五月二五日判例一〇三三号二四頁(大庄日本海庄や事件)、③違法な解約清算方式を是正しなかった等の理由により外国語会話学校の受講生から運営会社の役員に対する損害賠償請求が問題となった事例(ノヴァ事件(大阪高判平成二六年二月二七日金判一四四一号一九頁))などである。

また、投資勧誘も直接損害事例に該当する。これまで問題となった事例としては、④名古屋高判平成二五年三月一五日判時二一八九号一二九頁、⑤広島地判平成二七年二月一八日判例集未登載(LEX/DB 25542611)(本件におけるY社の事例である)、⑥東京地判平成三〇年一月二三日判例集未登載(LEX/DB 25551744)などがあり、④⑤では代表取締役の任務懈怠は肯定されたが、⑥では否定された。これら先例との関係において、本件判決について、判断枠組と判断内容の、二点に着目して検討していきたい。

四、本件では、商品先物取引法等に規定される各義務の履行を確保するために、内部管理体制整備義務が導き出されている点が重要である。いわば「業者の」内部管理体制の問題が強調されている。

既述のとおり、直接損害事例においては、内部統制システム構築義務を任務懈怠として認定することにより会社に

対する「任務懈怠」概念を解釈できるといわれている(黒沼悦郎「④事件判批」現代消費者法二五号七三頁(二〇一四))。しかし、「会社に対する任務」について深く考えてみると、まだ疑問が残る。一般的理解のように会社の利益を株主の総利益として観念すると、会社(≡株主)の利益を保護すべきであるという任務の懈怠を根拠として顧客に対する責任を基礎づけられることになり、やはり論理が足りないように思える。これに対し、本件においては、本来的に顧客の保護を目的としている商品取引関連法を根拠として、法令等遵守及び内部管理体制整備義務は導きだされているのであるから、内部統制の目的には株主利益の追求のみならず、顧客利益の保護という要素も入っていると解されるので、顧客の利益侵害が顧客に対する責任を基礎づけられ、上記論理の不十分性が満たされるように思われる。他に、⑤事件においても、「商品先物取引については、委託者保護のため、商取法、同法施行規則といった法令……種々の規制が行われ……商品取引員である先物取引受託業者の代表取締役は、実際に勧誘に当たる従業員が上記諸規定に定められた各義務を実際に履行することを確保するため、会社内において適切な措置を講じる義務を負っている」として、上記論理的な不十分性を自覚して

いるように思える。取締役に対し第三者責任が事後的に課されるためには、責任原因事実についてリスクテイクすることが事前の観点から肯定されなければならず、それが否定されるような場面で責任が科されてしまう恐れがあれば、取締役が萎縮効果が生じてしまう（倒産の局面に限った議論ではあるが、飯田秀総「日本企業のリスクテイクと取締役の民事責任ルール」六戸善一・後藤元編著『コーポレート・ガバナンス改革の提言―企業価値向上・経済活性化への道筋』（商事法務、二〇一六）二七九、三〇一頁）。

取締役が経営判断をなすときに、それが第三者に対していかなる影響を及ぼすのかにつき事前の予測が立つてこそ、その経営判断の失敗により第三者による責任追及がなされても致し方なしとの結論に至る。よって、対第三者責任認定において第三者の利益に対する配慮は必須なものであると考えられる（伊勢田道仁『内部統制と会社役員の法的責任』（中央経済社、二〇一八）三〇頁は、①②③④判決を踏まえ、法令遵守体制構築義務が特定の第三者の利益を保護するために拡大傾向にあることを指摘する。しかし、上記四二九条一項の要件面まで反映しては議論していない）。また、商品先物取引は、①商品の将来の需給を見込んだ経済活動の促進、②先物市場と現物市場との間の価格差を

利用した裁定取引、③価格変動を利用したリスク・ヘッジ（河内隆史・尾崎安史『商品先物取引法』（商事法務、二〇一二）四頁）、といったような、健全な経済活動を支えるための基礎的の制度として存在しており、それを媒介する商品先物取引業者はその点で公共性を有するといえる。この公共性を守るために、各種商品先物取引規制は各種の規制を置いているが、この規制に対する制裁措置は行政処分が中心となるため、そのエンフォースメントはコストが高くなる。これに対し、低コストでエンフォースメントを高くして考えられるのが、商品先物取引規制の趣旨を会社法に反映させ、取締役の任務懈怠認定の際には、同規制の趣旨を読み込んで解釈することができよう（銀行に関する岩原紳作『商事法論集Ⅰ 会社法論集』（商事法務、二〇一六）二四九頁（初出は二〇〇四）参照）。

五、次は判断内容の検討に移る。以下では、本件、及び先例における責任認定（不認定）の要素を取り上げてみる。

本件において、重過失の内部管理体制整備義務違反が認定されたポイントとしては、i 顧客による投資可能資金額の申告が軽視された、ii 指示書はYの指示によって作成された、iii Xに取引終了の意向があったのに継続させ続けたことにより、内部管理体制に不備があったと認定され、本

件行政処分後にはとりあえず内部管理体制を構築してきてはいたが、iv 行政処分の内容は重く、しかも、v 行政処分後も同様に違法な勧誘が続いていたので、そもそも Y₂らが進めてきた諸施策の実効性に疑問があるとのことであった。内部管理体制が整備はされていたものの、違法な投資勧誘を回避し得るには不十分な程度のものであった、との判断である。

④事件においては、i 以前より多くの紛争・判決を抱え、行政当局からの業務改善命令、日本商品先物取引協会からの過怠金、主務官庁からの業務停止処分を受けていた、ii 取締役会・経営会議で改善策を協議するも苦情が絶えない、iii それにもかかわらず取締役は指導をしてこない、iv 代表取締役は組織的欠陥がないと供述していた、との点により、内部統制システムの整備・運営を怠ったことに重過失があると認定した。

⑤事件においては、i 口座開設申込書の収入・資産記載欄には幅があった、ii 新規委託者の取引枠拡大審査の申請書には委託者の経済状態や投資意向を記載する欄がなかった、iii 外務員が違法勧誘を行っていないかを取引途中でチェックするマニュアルがなかった、点を捉えて、代表取締役役に任務懈怠ありとし、しかも、iv 被告会社は日本商品

先物取引協会に届け出ていた苦情・紛争件数が虚偽であった、v 主務省から組織的隠ぺいを理由の一つとして商品取引受託業務の停止等の行政処分を受けた点を捉えて、重過失ありと認定した。

最後に、内部統制システム構築義務違反を否定した⑥事件においては、i 社内には違法勧誘防止ルールは有効に存在することを前提に、ii 主務官庁から行政処分を受け、顧客から民事訴訟を起こされていたものの、iii 営業責任者・調査部次席者・調査本部長による重畳的な受託審査が行われることは合理的であり、iv 外務員が申出書のサンプルを顧客に示すことは外務員が正確に顧客に説明できるように有効であるとし、ルール遵守状況は確立されていた。そして、違法行為の再発防止のための体制としては、v 違法勧誘の事前審査業務を行う審査部のみが外務員に対する制裁の判断を行い、その判断に明確な基準がないことは実効性ある違法勧誘再発防止手段とは言いがたい、vi 原告が商品先物取引を行う意欲を有し、仕組み及び危険性を理解していると認識できる状況があったといえ、しかも原告の高リスクを取る行動にも起因するものであったので、外務員の制裁体制が整備されていれば本件取引を抑止できたとはいえないとして、内部統制システム構築義務違反を

否定した。

これらの裁判例を踏まえると、ア)顧客の意向を踏まえた投資勧誘を行わない(本件 i iii iii、④ ii、⑤ i ii)、イ)そもそも勧誘体制自体に不備がある(本件 i ii、④ ii iii、⑤ iii)、ウ)違法勧誘について業界団体・主務官庁からの監督・指導が入っていた(本件 iv、④ i、⑤ iv v、⑥ ii)、エ)取締役らは違法勧誘を行っていることにつき自覚が無いしは虚偽報告をするなど開き直っているとまで評価できる(本件 v、④ iii iv、⑤ iv v)が責任認定の積極的ファクターになっているといえる(⑥事件については、原告に積極的な投資意向(⑥ vi)があったことが責任否定の重要なファクターとなっているようなので、これが無ければ他の事件と同様に責任肯定との結論に至った可能性があらう)。ア)イ)により存在が認定された内部統制の不十分性が、ウ)エ)によりさらに裏付けを与えられた、と評価できよう。以上を踏まえると、本件において内部管理体制整備義務の違反が認定されたことについては、従来裁判例の流れに位置付けられ、その結論も妥当である。

六、最後に、投資勧誘の違法性について言及しておきたい。原告の主張によると、過当取引、指導・助言義務違反、信任・誠実公正義務違反について、一応は別個の義務とし

て主張がなされているが、これに対し、本判決ではこれら義務をまとめて認定しているように読める。ただ、過当取引と指導助言義務違反は義務の具体的内容、信任・誠実公正義務違反はその根拠条文(商品先物取引法二二三条)として整理すればよい。前者の、義務の具体的内容については、実際にこれらの義務が争われている事案は、とりわけオプション取引の事案において多く存在しているが、過当取引の認定の中で指導助言義務を問題としているもの(大阪高判平成二〇年八月二七日判時二〇五一号六一頁、大阪地判平成二四年九月二四日判時二二七七号七九頁)、これらを別個独立の義務としているもの(名古屋地判平成二二年二月五日判例集未登載(LEX/DB 25462682))と、理論的位置付けは定まっておらず、これらは今後の議論の対象となろう(川島いづみ「東京地判平成二九年五月二六日金判一五三四号四二頁判批」金判一五四八号六頁(二〇一八)、拙稿「大阪高判平成二〇年判批」愛学五〇巻三・四号一一〇頁(二〇〇九))。

これら、本件における投資勧誘の違法性に着目すると、Y₄持参の申込書に記載されている「資産の状況」欄にXがチェックを入れてそこから機械的に算定された「投資可能資金額」ではなく、Xによる「五〇〇万円くらい」と述べ

ていた投資意向を基準にしている。「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(二〇一七年七月) II-4-2 (適合性の原則) (4) ①ロでは、「顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によつては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によつてはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行」う旨の記述があり、やはり顧客による現実の投資意向を確認するように求めている。いわゆる「顧客を知れ」ルールに従えば当然の結論であろうが、このルールを、本件のように顧客が現実の投資意向につき積極的と言及しているときには従うように求めている(黒沼・前掲七一頁参照)だけなのか、それとも、顧客が積極的と言及しないときでも、勧誘者は投資意向を積極的に確認することまで要求しているのか、これだけではわからない。顧客が故意に「投資可能資金額」を過大に書き、それが原因となり新規委託者保護義務違反が否定された(東京地判平成二七年三月二五日判時二二七四号六六頁)といったよ

うな極端な事例も存在しているため、上記「疑念」が生じるのはどのようなときなのか、議論を進める必要がある。先行する評釈としては、本文中に示した正木弁護士の説、水野信次・銀行法務21・八四一号六八頁(二〇一九)がある。

〔追記〕 校正時に控訴審判決(名古屋高判令和元年八月二二日金判一五七八号八頁)に接した。損害額(弁護士費用)の算定以外はほぼ原審判断が維持された。

武田 典浩